

財務省告示第四百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年十一月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二八・八 トン
三	四トン
四	一六、一 八トン
五	一、 四二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六一五トン	四七二トン	八、四三ートン	五六、三九 トン	二一、七三四トン	六九八トン	三五九、二九ートン	八七六、七二六トン	三、一四一、 六六トン	三三三、五八五トン	三、八一 トン	二、四八二トン	二二六、八二ートン	・九五トン	トン	七トン

二九	八六七トン
二八	四トン
二七	七、六五六トン
二六	一、一九四トン
二五	トン
二四	一五トン
二三	三、四一トン
三三	六八トン
二二	二二、七七七トン